

公債負担の将来転嫁性

大 川 政 三

一 はしがき

政府支出をまかなうに主として租税によるべきか、公債によるべきかは、重商主義と古典派経済学との対立以来の問題であり、一九三〇年代の世界不況、第二次大戦を経た今日もお活潑な論争テーマとなっている。この論争史を正しく理解するには、また、その問題に対する政策態度を決定するには、資本主義の発展段階によって特徴づけられるいかなる歴史的経済状況の中でその問題が提出されたか、また、されているかについての理解が必要なこととは云うまでもない。しかし、そのような状況分析の中で租税対公債論争をあまねく採り上げ、あるいは、いずれかの実践的解答を与えることは、ここでの目

的ではない。本稿のさしあたっての目的は、従来公債発行に有力な理論的支柱を与えてきたケインズ理論家たちに挑戦し、公債負担の将来世代転嫁を力説するJ・M・ブキャナンの著書⁽¹⁾が一九五八年に公刊されて以来活潑に展開された転嫁性論争の論点を明確にすることによって、租税対公債問題に含まれる経済的意義の広さと深さを知り、慎重な実践的判断へ導くに役立てようとするにある。とくに、最近わが国において擡頭しつつある公債発行論の一つの有力な論拠が、社会資本充実による便益享受の長期継続性に公債負担の将来世代転嫁性に対応させ、現世代と将来世代との間の負担公平を計ることに求められていることを考慮すれば、ここで公債負担の意義を明らかにし、その将来世代転嫁の可能性ならびに条件

を吟味することは、わが国現時点における公債発行問題をたんなる政府収入調達上の便宜からみるだけでなく、国民経済的視野の下で考察することを助けるであろう。

(1) J. M. Buchanan, *Public Principles of Public Debt*, 1958 (Richard D. Irwin).

(2) 論争と関係ある主要論文は次のいふ通りである。

A. P. Lerner, review of Buchanan's book, *Journal of Political Economy*, April 1959, pp. 203—6. —, "The Burden of Debt," *Review of Economics and Statistics*, May 1961, pp. 139—141. E. R. Rolph, review of Buchanan's book, *American Economic Review*, March 1959, pp. 183—5. W. G. Bowen, R. G. Davis and D. H. Kopf, "The Public Debt: A Burden on Future Generations?" *American Economic Review*, Sept. 1960, pp. 701—6. Franco Modigliani, "Long-run Implications of Alternative Fiscal Policies and the Burden of the National Debt," *Economic Journal*, Dec. 1961, pp. 730—755. C. S. Shoup, "Debt Financing and Future Generations," *Economic Journal*, Dec. 1962, pp. 887—898. E. J. Mishan, "How to make a Burden of the Public Debt," *Journal of Political Economy*, Dec. 1963, pp. 529—542.

二 支配的公債論の三命題

ブキャナンによれば、大部分の経済学者によって支持され、かつてはかれ自身も信じて疑わなかったという現在支配的な公債論(ブキャナンの呼称によれば「新正統派理論」[New Orthodoxy])は、次の三つの基本的命題の上にたてられている。

- (1) 公債を起すことは、主要な実質負担を将来の世代になんら転嫁させることにはならぬ。
- (2) 個人的あるいは私的債務と、公共的債務とを同類にみることは、本質的な点で誤りをおかしている。
- (3) 内国公債と外国公債との間には、重要な相違が存する。

これら三つの命題はそれぞれ独立しているのではなく、互いに密接な関連をもっている。各命題が導かれてきた理由を支配的公債論の主張者に代ってブキャナンが説明しているところによれば、次のごとくである。⁽¹⁾

まず第一命題、公債負担の将来への非転嫁性は、次の理由にもとづく。政府借入は、個人または私的団体の手から政府へ購買力を移転させる効果をもち、政府はこの

購買力を利用して、借入と同じ時期に資源を使用する。これら資源が私的使用から取り出されてくる限りにおいて、公共経費の全機会費用すなわち実質費用は、初めに借入の行なわれた時期の人々によって負担されると考えられる。この借入時期に発生する私的財ならびにサービスの犠牲は、借入そのものからよりはむしろ、政府が公共経費の支出を決定することから起こる。この点から、公共経費を借入によってまかなおうと、租税によろうと、大きな相違はない。いずれの場合も実質負担は公共経費の支出時期に生ずるのであり、資金調達方法の変更によって公共経費の主要実質負担を将来に転嫁させることは不可能だからである。

しかし借入による調達法が、起債後の時期の人々に租税調達法とはことなる作用を与えることは確かである。公債発行は、将来の世代をして請求権と支払義務の両方を譲りつがせる。しかしこの債権債務は、少なくとも国内保有の公債については互いに相殺されるから、全体的にみて実質的負担とはならない。将来の世代は、公債の元利支払に十分な租税の支払を義務づけられるが、その租税収入は、同じ経済内の同じ世代の者に還元される。

公債が将来の世代にもしならかの負担を課すとすれば、かれらどおしの間で移転的支払をなす義務を課すだけであり、この移転取引に資源の実質的犠牲が伴うことはあり得ない。もし納税者と公債保有者がおおむね一致するならば、重大な移転負担は存在せず、その二グループの構成がいちじるしく異なるならば、実質費用が「純」納税者によって負担され、実質利益が「純」利子取得者に帰すことになろう。しかしかかる移転負担の存在を認めることは、主要実質負担を将来世代に転嫁し得ないという基本原理を無効にすることにはならない。この第二次的移転負担の大きさは、公債が起こされ、公共経費が支出される時期にこうむる資源の犠牲の大きさと比較にならないからである。

以上のごく平凡な事実を認識するならば、政府に借入を容易に利用することが許される場合、無益な計画に過大な支出をなすであろうという疑いは除かれるであろう。たとえ政府が借入によるとしても、公共経費の実質費用支払は将来に引き延ばし得ないことを、さきの分析は明らかにしているからである。

第二命題の私的債務と公共的債務との非類似性は、次

のように説明される。個人または私的団体にとって私的債務の利子支払は明らかに実質負担を形成する。そのために消費支出か貯蓄を切り詰めねばならず、購買力を債権者に移転させねばならないからである。この点、私的債務は外国公債に類似する。しかるに内国公債の場合は、債権者は納税者と同じグループの一員であり、実質所得が利子支払によってかれらの集合体外に流出することはないゆえ、私的債務とははっきり区別される。また、借入によって所得の流れの時間的構造を変え得る個人の場合は、過度の借入によって将来破産の危険にあうほどの重荷を将来所得に課すこともあり得るが、前述のごとく公共経費の実質負担を将来に転嫁し得ず、社会の所得の流れの時間的構造をはなはだしく変えることのできない政府の場合は、内国債の大きさいかんにかわらぬ、内国債のため破産に陥る危険はほとんど、あるいは全く存しない。政府の経費がその収入を超過することについて特に懸念する理由はなく、景気循環のある局面ではその条件が必要かつ有益であることもある。

第三命題の内国公債と外国公債との相違がいかなる理由によるものかは、前記二命題の説明からすでに明らか

であるが、簡単に繰返せば、内国公債を起こした場合、国内の利用可能資源がそれによって増加するわけではなく、逆に利払あるいは償還の時、所得の流れに純減少が生ずるわけでもなく、それらはたんなる金融的取引にすぎない。しかるに外国公債の場合は、その起債によって国内の利用可能資源の量が増加する反面、利払あるいは償還によって将来の実質所得減少をまねく。すなわち、将来の世代に実質負担を課すことになり、この点私的債務に類似する。したがって外国公債の過度な発行は警戒すべきであり、租税と内国債による収入合計を公共経費にひとしく保つべきことが要求される。

ブキャナンによって以上の三命題に集約された支配的公債論を直接に見ようとすれば、A・P・ラーナー⁽²⁾、A・H・ハンセン⁽³⁾、S・E・ハリス⁽⁴⁾、P・A・サミュエルソン⁽⁵⁾、A・C・ピグー⁽⁶⁾等の著書、論文の中にそれをみる事ができる。ブキャナンがかれらを「新正統派」と呼んだのにまさになさわしく、その支持者には多くの第一級経済学者をそろえている。しかし、後述の議論に関係づけて次のことを指摘しておきたい。第一は、かれらのすべてが国民経済とか、世代全体とかに関係づけマク

口的にみようとしていること、第二は、かれらの多くが内国債発行による公共支出の経済的効果を不完全雇用状態の中で考え、その国民経済に対してもプラスの効果果を強調しようとしていること、第三は、内国債発行が資源使用と結びつくかぎり現世代の者に負担を課すことを認める者も、それによって資源使用機会をもちかれた他の用途が民間消費か民間投資かについては何もふれていない、という点である。

- (1) J. M. Buchanan, *op. cit.*, pp. 5—11.
- (2) A. P. Lerner, "The Burden of the National Debt," *Income, Employment and Public Policy*, 1948 (Norton), pp. 255—7. (永田清・都留重人監訳『所得・雇傭及び公共政策』下巻二二五—二七二頁)——*Economics of Employment*, 1951 (McGraw-Hill), pp. 272—4.
ラーナーは「これらの著作の中で、内国債の場合は、私的債務におけるいくつ外部的債権者 (external creditor) が存在せず、「われわれ自身自身に借りを負う」「We owe it to ourselves.」ものであること、内国債によって国家は貧困にもならず、負担もこうむらない、また後代の子孫は全体として利益も損害も受けないうことを強調している。
- (3) A. H. Hansen, *Fiscal Policy and Business Cycles*, 1941 (Norton), pp. 165—6, 173. (都留重人訳『財政政策と景気循環』一七〇—一七八ページ) ここで注目されること

は、ハンセンが、公債の限度を国民所得不変の仮定の下で考へるべきではないとしていること、公債利子支払の問題は現世代対後世の問題ではなく、同じ世代に属する二つのグループ、納税者グループから債券所有者のグループへの移転の問題に止まり、負担ではないとしていることである。

- (4) S. E. Harris, *The National Debt and the New Economics*, 1947 (McGraw-Hill), p. 158. 公債利子支払は、経済資源をなんら消耗しないう納税者と利子取得者 (納税者) 間の所得移転であると述べた後、赤字支出が貨幣供給、所得、貯蓄に望ましい作用を及ぼすことを考えれば、公債負担の大きさを過大に考へるべきではないとしている。
- (5) P. A. Samuelson, *Economics*, 5th ed., 1961 (McGraw-Hill), pp. 394—6. ここには「ブキャナンのあげた三つの命題が簡明に説明されている。ただし、資本形成を犠牲にして発行される内国債は、その負担を将来に転嫁することを示唆している点は、注目に値する。
- (6) A. C. Pigou, *A Study in Public Finance*, 3rd. ed., 1947 (Macmillan), pp. 38—9. 公共経費を借入によってまかなおうと、租税によろうと、その費用を支払うのは現代であり、将来の世代ではないと明言する。

三 ブキャナンの三命題——古典派公債論の復活

ブキャナンの前述の支配的公債論を全くくつがえして証明しようとしたことは、次の三命題である。

- (1) 公債の主要実質負担は将来の世代に転嫁される。
- (2) 公債と私債とを類比的にみることは基本的に正しい。
- (3) 外部的債務は内部的債務と基本的に变りはない。ここで注意すべきことは、ブキャナンがこれらの命題をいわゆる「古典派的」フレームワークの中で、すなわち、次のような仮定の下で論証しようとしていることである⁽¹⁾。
- (1) 諸資源の完全雇用が存在している。
- (2) 公債発行の目的はインフレーションを防止するためでも促進するためでもなく、実質的経費、すなわち政府がより多くの経済資源に対する支配権を得るためである。この仮定は、既存の通貨が政府に移転されることによって公債証書が購入されることを意味する。
- (3) 公共経費は社会の総所得ならびに総投資に對比して妥当な大きさに限られる、したがって政府公債の売却が利子率ならびに物価構造に及ぼす影響は無視し得るものとする。
- (4) 政府公債の購入資金はすべて私的資本形成から引出

される。

- (5) 経済全体に競争が支配する。
- (6) 公共経費の目的にかんしてはなんら特別な仮定をつけない。

現存公債の大部分の発行情形に正確にはあてはまらない前記のきびしい仮定をブキャナンがあえてとつたのは、一つには、前記諸仮定の大部分はアメリカが一九五〇年代の完全雇用期に直面し、また、現に直面しつつある公債問題に適用し得ること、二つには、「古典派的」フレームワークの中で公債の特徴を純粹に考察し得ることを考慮したからである。

以上の分析に必要な準備を整えたのちブキャナンはかれの第一命題、公債負担の将来世代転嫁性の証明に進むのであるが、かれの云う「将来世代」とは、公債発行期以後の時期に生きるすべての個人のことであり、現世代の子孫であることを必ずしも必要としていない。かれは、負担がわれわれの子孫に転嫁されるか否かという点とよりはむしろ、その負担が時間的に後へずらされるか否かを問題としたのである。さらに「公債負担」と云う時、支配的公債論者とブキャナンとは全く別なものを考

えていた。一方が、私的用途に利用可能な資源の減少という形で現われる機会費用を国民経済ないし世代全員が負うことを負担と目しているのに対し、他方のブキャナンは、個人が反対給付なく強制的に経済資源に対する貨幣的支配権を奪われることをもって負担としているからである。かれは、マクロ的超個人的立場から負担の有無を論じることは民主的個人主義社会の基本原理に反するという考えから、公債発行——支配的公債論ではこれが公共支出と混同されている——が、個人の厚生に及ぼす影響を問題とするのである。かかる個人の立場からみれば、公債を財源とする公共支出によって経済資源が私的使用から公的使用に移転され消耗されるという事実は、そのみで犠牲ないし負担の発生を証明することにならない。その証明には、個人の経済資源支配権が強制的に奪われ、かれの厚生状態が悪化する事実の指摘が必要とされる。

しかるにブキャナンのあげた諸仮定の下で個人が自発的に政府公債の購入を選択するものとすれば、その取引によってかれの厚生状態が良好になることはあっても、悪化することはない。公債購入者は将来の資源支配権と

交換に現在の資源支配権を放棄するにすぎず、所得の流れの時間的パターンを変えるに止まる。それゆえ、個人の合計とみられる経済は、公債発行時にいかなる犠牲も負担も負うことはない。公債負担を真になうのは、公債元利支払のため強制的に経済資源支配権の放棄を命じられる将来の納税者である、とブキャナンは云う。

公債と私債との類似性の有無を論証する場合も、支配的公債論とブキャナン公債論とでは、公債と私債との間で何を比較するか那点で大きな相違がある。前者では、借入にともなう起る利用可能資源総量の増減が公私債について比較されたのに対し、後者では、個人正味財産 (net worth) の増減が比較されているのである。すなわちブキャナンによれば、私債契約の結ばれた場合、借手の資産、負債の両面に起る変化は相殺され、かれの正味財産にはなんらの変化も生じない、個人の正味財産に与える影響の点では公債発行もまた同様であり、その限りで公私債の間に相違はないと説明される。公債発行の場合に生ずる変化は、公債購入者が、私的証券のような他種類の資産となるべき筈のものを政府公債に置き換えたということだけであり、もし公債利率と私的投資

の限界収益率とがひとしいと仮定すれば、公債購入者の正味財産額にはいかなる変化も生じない。このように債務発生時点において個人の正味財産に変化を生ぜしめないことが、ブキャナンをして公私債の類似性を結論させたのである。

しかし、債務発生後の利子支払についてもその類似性を貫くことができるであろうか。私債利子の支払は明らかに債務者の正味財産減少を結果せしめるのに対し、公債利子の支払は納税者から公債所有者に対してなされ、個人正味財産を総合計すれば、純減少が生じないと考えられるからである。この疑問に対してブキャナンは、公債所有者の利子取得はかれの正味財産を増加することにほならない、なぜなら、もし公債の発行がなければ、かれは私的証券の購入に向い、公債利子と同額のもので得たであろうから、と答える。したがって、公債利子を支払う将来の納税者の正味財産減少という事実のみが相殺されずに残り、私債との類似性が依然保持される、と云う。⁽⁴⁾

前述のように内国債負担は将来納税者の上に落ちることが証明されれば、支配的公債論が力説するような内外

債の区別はもはや必要でなくなる。支配的公債論では、内債利子支払は社会成員間の移転取引に止まること、これに対し外債利子支払は所得の流出、すなわち国内可処分所得の減少をもたらすという区別が強調され、内国債に比べて外国債負担のより重いことが警告されたのであるが、ブキャナンの効果測定観点である納税者個人の立場からみれば、かれの将来負担を増す原因となることにおいて内外債はひとしい作用をもつからである。この作用の同一性にかんする証明をいっそう補強するため、ブキャナンは、社会の総所得ならびに純所得に及ぼす内外債の作用を次のように比較している。⁽⁵⁾内国債の発行は国内の私的投資減少をもたらす、その発行額に資本純益率を乗じた額だけ将来の社会総所得を減少せしめる。これに対し外国債の発行は国内私的投資を妨げることなく、したがって将来の社会総所得は内国債の場合より大である。しかし、その所得から外債利子費が支払われねばならない。もし外債利率と国内の資本純益率——政府の国内借入利率はこれにひとしいものとする——とが同一だと仮定すれば、すべての租税支払と利子受取を計算に入れた後の純所得は、内外債のいずれを発行する場合も

ひとしい。もし外債利率が国内の資本収益率以下であれば、内国債より外国債の方が有利であり、逆の場合は逆である。かかる経済的選択を誤る限りにおいて社会に負担がかかるが、この負担は、支配的公債論の云う債務の「外部性」「内部性」とはかわりないことである、と云う。このようにブキャナンが社会の総所得といったマクロ的観点から内外債を比較していることは、これまでかれがとってきた個人主義的観点から逸脱すると考えられるが、後述のブキャナンに続く論者の公債負担将来転嫁論につながる議論として記憶に値する。

以上のごとく支配的公債論とブキャナン公債論とが全く逆な結論に達した主な理由は、両者の分析における方法上の相違に求められる。すでに必要な箇所であつたが、一つは、マクロ的観点に立つかミクロ的観点に立つかの相違であり、もう一つは、公債負担と云う時に、公債発行と公共支出の複合効果をみてゐるか、あるいは、たんなる経費調達手段としての公債発行効果のみを考慮してゐるかの相違である。かかる分析方法上の相違をもつ以上、公債負担の将来転嫁性、公私債ならびに内外債の類似性にかんする両者の結論が全く反しても、不思議では

ない。ただし、かかる異なつた結論が公債発行政策に対していかなる実践的意義をもつかを考へてみることは必要であらう。

概括的に云へば、支配的公債論の諸命題は内国債を財源とする公共支出の増加に対して支持的論拠を提供するのに対し、ブキャナン公債論のそれは、制限的論拠として利用されるであらう。かれみずからは、公債負担は将来納税者に転嫁されるゆえに、公債収入を財源として現在の公共経費が過度に拡大されることを警戒し、公債発行を長期の投資的経費計画に対してのみ認めるべきであるとした。⁽⁶⁾この制限は、利益説を適用して長期投資計画の提供する将来便益に公債の将来負担を対応させ、世代間の負担均衡を計るといふ倫理的理由にもとづくよりはむしろ、民主的社会的政府收支にかんする集団的決定の経済的効率性を高めるためであつた。その決定に参加する個人は、将来の租税ならびに将来の便益の現在価値を過小に評価しやすく、将来租税をとまう公債収入を以て現在便益を提供する短期的公共経費財源とする時は、経費の非効率の増大に導きやすいからである。のみならず、投資的経費を公債収入と結びつけることは、それを

租税と結びつけた場合に予想される過度な抑制作用を免れさせ、効率的に投資的経費の増加を可能にさせるという積極的意義をもつのである。

- (1) J. M. Buchanan, *Public Principles of Public Debt*, *op. cit.*, pp. 31—2.
- (2) *Ibid.*, pp. 33—43.
- (3) *Ibid.*, pp. 51—2.
- (4) *Ibid.*, pp. 52, 57.
- (5) *Ibid.*, pp. 77—9.
- (6) *Ibid.*, pp. 158—160.

四 ブキャナン公債論にたいする反響

ブキャナンは、支配的公債論者によって卑俗な、誤まれる議論として斥けられてきた古典派公債論⁽¹⁾をいっそう精緻化することによって、両派の地位の逆転を目指したのである。かれの試みが十分に成功したか否かは別として、かれの著書が、とくに公債負担の将来転嫁性について再反省する機会を提供し、公債理論の前進を促す契機となったことは確かである。

まず反響の第一は、ブキャナンによって支配的公債論の標準的モデルとしてしばしば引き合いに出されたA・

P・ラーナー⁽²⁾からきた。ブキャナンの書評⁽²⁾において、かれは、ブキャナンが支配的公債論にしかけた戦いは黨人形に対する戦いであり、かれの攻撃は、論争相手が述べていることに似て非なるものに対する攻撃である、と云う。それは何故か。支配的公債論は内国債存在の国民経済に及ぼす効果を問題としているのに対し、ブキャナンみずからは、過去の債務発生時にまでさかのぼらせ、他の経費調達方法の増税もしくは通貨創造と対比した借入の納税者に及ぼす効果を問題とし、このように異なった分析方法から得られた二つの結論を、同じ枠に押しこめて戦わせようとしているからである。すなわち、ラーナーは、内国債の現に存在することは、その内国債保有者、納税者ともに同じ経済の一員であるから、内国債の存在しない場合に比べて経済を貧しくも豊かにもしないと論じているのみであるのに、ブキャナンは、内国債を起すことは、そのため将来より高い租税を支払わねばならぬ納税者になんらの負担も課すものではないという命題にすりかえて、攻撃対象とした。その意味でブキャナンの攻撃は全く的はずれなことを、ラーナーは強調する。

ラーナーのこの反論は、ブキャナンが採り上げているかれの論文に則してみる限り、理由のないことではない。しかし、公債問題をたんに既存公債の元利支払の問題に限定せず、公共経費財源としての公債発行を考える時、その経済的効果についてラーナーになんの説明もなかったことも確かである。この問題にかれは別な論文で答えた。

その中でかれは、国内での借入 (internal borrowing) によって、現代経済全体という意味での現世代から将来世代へ実質負担を転嫁することが可能かいなかの問題を正面から採り上げ、資源使用の政府計画が資源を必要とするのはその使用時であって、その前でも後でもないがゆえに、将来世代への転嫁は政治家の皮相な考えに反して不可能である、と明言した。しかし重要なことは、かれが、この借入による政府の資源使用計画の機会費用の内容まで分析を掘り下げ、将来世代への負担転嫁の可能性を認めたことである。それは、政府借入が消費よりは国内投資の減少をもたらす場合である。すなわち、借入の条件、借入応募者の種類いかなによって借入による消費の減少が課税による場合のそれより小であり、それだ

け将来世代に引きつぐ資源量を減少させる場合である。⁽⁵⁾ 課税が消費削減作用を比較的多くもつものに対して、公債発行は私的資本の破壊作用をより多くもつことは、つとにアダム・スミスにより断定的な語調で指摘されたことであるが、ラーナーは、借入ならびに課税の性格と事情に依存する多くの可能性ある中で、借入の投資抑制可能性を認めたにすぎない。しかし、世代間の負担公平を計るため、将来世代に便益を供与する資本的施設財源に公債発行を主張する議論が満たさねばならない前提要件を、かれが自己の直接的意図にかかわらずなく国民経済的観点から明らかにしていることを認めねばならない。

ブキャナン公債論に対する批判的反響の第二として、E・R・ロルフのそれをあげることができる。かれの批判点は二つあった。第一は、ブキャナンの将来転嫁性の証明は間接法による証明であること、すなわち、公債負担を負う者は現世代の公債購入者でもなく、また現世代の納税者でもないゆえに、将来の納税者でなければならぬ、という証明の仕方をしてのことである。第二は、いっそう根本的な問題として、「公債の主要実質負担」(primary real burden of the public debt) と云う

時の「実質負担」の意味が明らかでない、ということであった。そしてロールフ自身の積極的主張は、「実質負担」を政府目的のため使用される資源の価値と解釈し、この意味の実質負担は、財源調達法のいかんにかかわらず、資源使用時に発生するという支配的公債論の立場から一歩も出なかった。

反響はブキャナン批判の陣営からのみ起こったのではない。ロールフの批判に答えつつ、ブキャナン擁護の役割を演じて引受ける論文が、W・G・ボーエンを初めとする三人の連名によって発表された。

かれらはロールフの批判を念頭に置き、まずある世代にわたっての公債の実質負担を、政府の借入、それにもなう公共支出の結果その世代が生涯の間にこうむる私的消費の削減と定義した。このように計算期間を生涯にとつたのは、将来消費の増加を計るため人々はある時点の消費を見合わせる事が可能なことを考慮したためであり、また、ある特定時点において見合わせた消費量がある世代の払った総犠牲の指標として利用することは、人を誤らせると考えたからである。かかる定義がもし許され、かつ、公債発行時その消費を節して公債を購入し

た、かりに二一歳の者からのみ成る世代——第一世代と呼ぶ——が、四四年後の六五歳になった時、その所有公債のすべてを、その時二一歳に達している第二世代に売り渡し、その売却額を隠退期中の消費財購入にあてるものとすれば、第一世代の生涯を通じての消費量は公債購入によって減少することなく、それゆえいかなる公債負担をも負わなかったことになる。しかるにもし第二世代の生存期間中に政府が経常支出を上廻る租税を課して公債償還を決意するならば、第二世代全体の生涯消費量は、公債償還なき場合に比べて減少するであろう。第二世代中の公債所有者の生涯消費は変りないが、納税者のそれは減少を強いられるからである。かくて得られる結論は、公債を財源とする政府支出計画の費用は、公債償還時の将来世代によって負担されるということである。

大胆な仮定の下ではあるけれども、公債の発行と償還について考察した限りでは、さしたる破綻なくボーエン等は公債負担の将来転嫁性を証明したかに見えるが、年々の利払負担については取扱いに苦慮したと思われる。かれらの説明によれば、人々がプラスの時間選好率をもち、将来消費より現在消費を好むとすれば、年々の利子

は、消費の将来延期に対する補償にすぎず、生涯消費の現在価値を増加することにはならない。しかるに、利払のための課税は納税者の生涯消費減少の原因となる。差引、大部分は同じ世代間で受け渡しされるこの利子支払は、それが継続される間の各世代生涯消費の現在価値を減じ、第一世代を含む各世代に負担を課す原因になると云う。

このようにポーエン等が第一世代負担を部分的にしろ承認することは、さきに得られたかれらの結論の一般性を損なうことにならう。さらに根本的なことは、かれらの仮定に反して公債償還のための課税が第一世代の生存期間中に行なわれるとすれば、また、そのことがなかったとしても、第一世代が所有する公債を第二世代に売却ではなく贈与するとすれば、将来世代転嫁は全く起こり得ないことになる。すなわち、ポーエン等の結論は、政府の償還意思ならびに第一世代の贈与意思によってその有効性が左右されるという不安定さから逃れ得ない。それゆえ、将来世代の定義に工夫を加えたかれらの立論が、その意図するようにブキャナン公債論の補強に役立つかどうか疑問である。

むしろポーエン等が第一世代から第二世代への公債贈与の可能性をみとめ、それと公債負担の将来転嫁性とを結びつけて論じた点は、公債発行↓投資(消費)減少↓負担の将来(現在)帰着を指摘したさきのラーナーの議論と一脈通ずるものがある。なぜなら、第一世代の公債贈与は、その生涯消費をみずから減少させることに他ならないからである。C・S・シャウブもまた、将来世代の福祉に影響を及ぼすゆえに、公債購入の際における第一世代の意思決定がその消費削減に向うか、あるいは投資削減に向うかを重視した。したがってかれのブキャナン批判は、ブキャナンがそのことを非本質的な問題であると素通りし、政府への支払の自発性、強制性のみを問題とした点に集中した。⁽⁹⁾

(1) ブキャナンによれば、公債の古典派理論は、スミス、リカード、J・S・ミル等のイギリス古典派経済学者によって与えられず、ルロア・ポリュエの著作(Paul Leroy-Beaulieu, *Traité de la Science des Finances*, 7th ed., 1906)の中にもっとも完成されたものを見出すことができる、と云う。そして、その著作から長文の引用を行なった後、自己の公債論の精髓はすでにその中に含まれており、かれ自身はそれを精緻化し拡張したにすぎない、と

- 述べている。しかし、かれがルノー・ボリヤーの著作の重要な点を十分理解し、発見したのは、かれ自身の支配的公債論批判がほとんど完成段階に達してゐた時であつた。(J. M. Buchanan, *Public Principles of Public Debt*, op. cit., pp. 108—113.)
- (2) A. P. Lerner, review of Buchanan's Public Principles of Public Debt, *Journal of Political Economy*, April 1959, pp. 203—6.
- (3) A. P. Lerner, "The Burden of the National Debt," *Income, Employment and Public Policy*, 1948, pp. 255—275.
- (4) A. P. Lerner, "The Burden of Debt," *Review of Economics and Statistics*, May 1961, pp. 139—141.
- (5) 将来経済に及ぼす投資の生産力上昇効果を考慮せず個人的立場から眺めるフキャナンの場合は、同じく公債負担の将来転嫁性を主張するにしても、公債購入者が消費、投資のいずれを切り詰めるかは、負担の落着点決定に無関係であつた。(See, Buchanan, op. cit., p. 86.)
- (6) A. Smith, *Wealth of Nations*, Modern Library ed., p. 878. (大内兵衛訳『国富論(中)』五〇—一頁)
- (7) E. R. Rolph, review of Buchanan's book, *American Economic Review*, March 1959, pp. 183—5.
- (8) W. G. Bowen, R. G. Davis and D. H. Kopf, "The Public Debt: A Burden on Future Generations?" *American Economic Review*, Sept. 1960, pp. 701—6.

(9) C. S. Shoup, "Debt Financing and Future Generations," *Economic Journal*, Dec. 1962, pp. 887—898.

五 モディリアニの将来転嫁論

ここでわれわれの問題を整理すれば、古典派的公債論を復活させたフキャナンも、投資減少の条件つきではあれ支配的公債論の流れをくむラーナーやシャウブも、完全雇用経済と個人の公債購入を前提した場合には、公債負担の将来転嫁可能性を認めることにおいて歩み寄りが見られたが、その負担の内容については両者は別のものを考えていた。この相違を明確にし、支配的公債論の立場からの将来転嫁論をいっそう発展させた重要な文献としてF・モディリアニの論文⁽¹⁾をあげたい。しかし、かれの論文の中に目新しい原理の定立を期待してはならぬ。かれ自身云うように、論文の力点是一群の原理を提示することよりも、その分析法を発展させることに置かれていたからである。それにもかかわらず、かれの論文が、今後の公債論発展のための貴重な足がかりとして利用されるであろうことは疑ない。

モディリアニはまず、「閉鎖社会は現に生産しつつあ

る以上の多くの財ならびにサービスを処分することはできない」という理由から直ちに公債負担の非将来転嫁性を引き出す見解の誤りを指摘した。政府支出ならびにその調達方法が、(1)将来利用可能な天然資源、(2)技術知識、(3)将来利用可能な資本ストックのいずれかに影響を与えるかぎり、それは将来の産出高に影響を与えるからである。たとえば、出発点として政府支出 G が与えられ、また、完全雇用と両立するように租税 T と利子率 r のある組合せが与えられているとする。さらに、ケインズ流分析において一般に仮定されるように、消費 C は租税に反応するが利子率には反応しないとす。これらの仮定の下でいま政府支出が dG だけ増加し、租税はコンスタントにとめおかれるとすれば、予算の赤字は丁度 $dD=dG$ だけ増加する。この場合、私的資本形成はいかなる影響を受けるか。インフレーションなき完全雇用が維持されるものとすれば、 $dG+dC+dI=0$ でなければならぬ。仮定により租税はコンスタントであるから $dC=0$ である。したがって、 $dG=dD=-dI$ でなければならぬ。すなわち、公債によって政府支出をまかなう結果は、(適切な金融政策の助けによって)それにひとしい額

資本形成減少にならねばならない。そして、かかる私的資本ストックの減少は、所得の流れの減少という形で経済全般に負担を課すことになる。

右のモディリアニの分析によって得られた結果は、負担の将来転嫁をみとめる点で古典派の結論と一致するけれども、その負担は古典派の主張するように後代の者が利払のため課税されることにはなく、資本からの所得を失なうことに存する、という点では異なる。私的資本の限界生産性を r^* とすれば、所得喪失額は $(r^*-r)dD$ によって示されるであろう。しかし、政府借入が競争的資本市場においてなされるとすれば、その借入(長期)利子率 r を r^* の近似値とみなすことができ、利払費 $r(dD)$ は社会の年所得喪失額 $(r^*-r)dD$ を近似的に表わすことになる。とすれば、負担測定基準をわざわざ所得喪失額に選んだ意味が実質的に消滅するかに見える。この疑問に対しモディリアニは次のように注意を喚起する。それは、もし負担測定基準を所得喪失額に求めるならば、租税によって政府支出をまかなう——利払費基準によれば将来世代の負担皆無——場合も、その租税に私的貯蓄ならびに資本形成阻害効果がある限り、将来世代に負担を課す

と考えねばならない、ということである。単純化したと
 えば、政府支出の増加をまかなう租税によって可処分
 所得がそれと同額だけ減少し、限界消費性向を ρ として
 消費がそのため $\rho dT = \rho adG$ だけ減少するとすれば、残り
 の租税は、 $sdT(s=1-\rho)$ だけの貯蓄減少によって支払わ
 れることになる。仮定により初期状態の完全雇用をイン
 フレーションなしに維持するためには、適切な金融政策
 によって私的資本形成を $sdG = sdT$ だけ減少させねばな
 らない。これを公債と比較すれば、公債の資本形成減少
 効果の方が、 $sdG - sdG = adG$ だけ大である。したがって、

政府の借入利率 r を r^* の近似値とみとめるならば、公債
 が将来世代に課す純負担、すなわち、租税と比較した負
 担差は、 rdG ではなく、 $rdadG$ であり、古典派の云うほどは
 大きくない。⁽³⁾この関係は、第1表によって例証される。
 以上のモディリアニの明快な分析は、古典派の将来転
 嫁論と、支配的公債論から派出したそれとの相違を浮き
 彫りにしてくれたが、かれの論文の価値はそのことより
 むしろ、マクロ的観点から公債負担の内容を明瞭にし、
 その将来転嫁性を論証したことにある。しかし、かれは
 それだけで満足しなかった。異なる経費調達法が個人正

第1表 A. 政府経費ならびにその調達法の私的貯蓄と資本形成に及ぼす効果
 (完全雇用——すべての変数は実質タームで測る)

経費調達法	所得 X	政府経費 G	租税 T	可処分所得 Y (X-T)	消費 C (C ₀ +eY) (e=0.6)	貯蓄 S = ΔW (Y-C)	不足 D (G-T)	私的資本形成 I = ΔK (S-D)
(a) 初期の状態	2,000	300 (G ₀)	300	1,700	1,500 (C ₀)	200 (S ₀)	0	200 (S ₀)
(b) 経費増加—公債	2,000	400 (G ₀ +dG)	300	1,700	1,500 (C ₀)	200 (S ₀)	100 (dG)	100 (S ₀ -dG)
(c) 経費増加—租税	2,000	400 (G ₀ +dG)	400	1,600	1,440 (C ₀ -adG)	160 (S ₀ -sdG)	0	160 (S ₀ -sdG)

第1表 B. 代替的予算政策の「負担」効果比較

予算政策	私的資本形成に及ぼす効果	「負担」
1. 経費増加と公債発行の結合効果	$I(b)-I(a)=(S_0-dG)-S_0 = -dG$	$r^*(dG)$
2. 経費増加と増税の結合効果	$I(c)-I(a)=(S_0-sdG)-S_0 = -sdG$	$r^*s(dG)$
3. 公債発行の効果差	$I(b)-I(c)=(S_0-dG)-(S_0-sdG) = -(1-s)dG$	$r^*c(dG)$

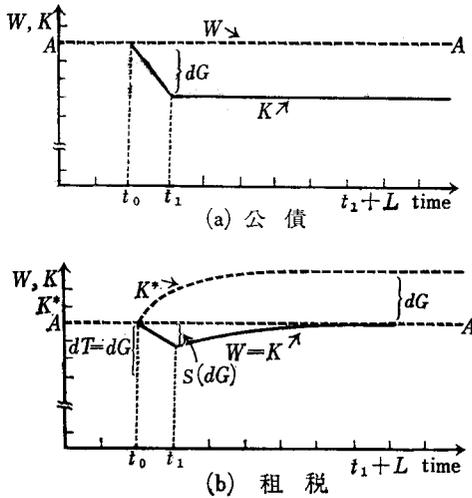
(注) $I(a)$ は状態 (a) の投資を示す。

味財産に及ぼす作用を通じて家計の将来の消費・貯蓄ビヘイビヤーに異なる影響を与えるか、すなわち、マクロ的負担が消費者家計にたいしてはどのような具体的な形であらうか、ということにまで分析を進めた。かくて、これまで平行線をたどってきた公債負担に代るマクロ理論とミクロ理論との結合を計ったことは、モディリアニ論文の価値をいっそう高めると云うことができよう。

かれの論旨を要約すれば次のごとくである。まず消費者が経常貯蓄によ

って正味財産を増加させるのは、将来の消費資金に充てるためと仮定し、子孫への贈与動機を無視する。すなわち、終生平均消費性向を1とする。さらに人口増加なく、技術不変の静止的社会を仮定し、資本ストックの大きさを一定とする。この社会において、公債によりまかなわれる一回限りの政府経費増加があった場合、総私的味財産 W ならび純私的資本にストック K への効果を1(a)

第1図 公債ならびに租税の正味財産 W 、資本 K に及ぼす効果 (終生消費性向1)



AA線は dG なき場合の正味財産を示し、静止的社會の純貯蓄ゼロの仮定により横軸に平行である。初期に公債がなかったとすれば、 W と K は一致する。政府経費の増加が t_0 から t_1 までの時期に起こり、資本維持にあてられるべき粗貯蓄の一部によってそれがまかなわれるとすれば、その間に K は実線で示されているごとく低下する。

しかし消費者のバランス・シートにおいては、その K の低下は dG の政府公債によって相殺されるため、 W の水準は初めと変わらない。最終結果として、 W と K の間に sdG のくさびが打込まれることによって、政府経費の全費用は、 dG だけの私的資本減少ならびに (sdG) だけの可処分所得減少という形で、 t_1 期以後の人々によって負担される。もし sdG とすれば、課税前所得には影響なく、可処分所得の低下は利払のため課される租税額にひ⁽⁴⁾しい。

1(b)図は、 dG の全額が租税でまかなわれる場合を説明する。すなわち、 t_0 と t_1 の間に徴収される租税の衝撃的効果は、消費を cdG だけ、貯蓄ならびに私的資本ストック K を sdG だけ減少させる。 K の低下は前述のごとく t_1 期以後の人々に負担の一部を転嫁する。しかしこの場合の転嫁

は図のように W したがって K が漸次課税前の水準に復帰するゆえ、一時的である。なぜなら、納税者は終生可処分所得の減少 dG だけ終生消費の減少を強いられ、 t_1 期以後の残された生存期間において、 K の減少に相当する sdG だけ、課税のなかった場合よりも消費を減少し、貯蓄率を高めねばならないからである。第二に、その転嫁される負担は、 t_0 と t_1 期の間に課税された者のみによって引受けられる。なぜなら、 t_1 期以後に登場する人々の可処分所得ならびに正味財産はなんらの影響も受けないからである。⁽⁵⁾

1(b)図に破線で示した K^* は、政府経費のすべてが資本ストックの増加に向けられた場合の、政府所有ならびに私的所有資本ストックの合計を示す。かかる資本支出的政府経費が公債によってまかなわれるなら、 K^* は1(a)図の W と全く重なる。租税による場合の K^* の動きは1(b)図のごとくなり、課税された世代の費用負担によって t_1 期以後の人々に永久的な利益が与えられることになる。⁽⁶⁾

(1) F. Modigliani, "Long-run Implications of Alternative Fiscal Policies and the Burden of the National Debt," *Economic Journal*, Dec. 1961, pp. 730—

755.

- (2) *Ibid.*, p. 738.
- (3) *Ibid.*, p. 741.
- (4) *Ibid.*, pp. 743—4.
- (5) *Ibid.*, pp. 744—6.
- (6) *Ibid.*, p. 747.

六 むすび

モディリアニの分析を現実問題に適用するには、現実
にいつそう則した仮定に置き換えた再吟味が必要であろ
うが、完全雇用下の公債発行による政府経費の費用は、
私的資本ストックの減少による産出高減少という形で将
来世代によって負担されるといふ結論の正しさには影響
がない。ただ将来世代の資産所得者、労働所得者のい
れがより多くその負担をこうむるかという所得種類間の
負担関係まで分析を進めるとすれば、その私的資本の減
少がそれらの所得種類に及ぼす影響をみなければならぬ
し、また、ブキャナンが焦点を合わせた利払ならびに償
還のための租税負担の所得種類間配分を無視し得なくな

るであろう。

それはいま問わず、公債負担の将来転嫁性に限ってそ
の財政政策的意義を考えれば、世代間の負担公平を計る
ためには、資本支出的経費のみに公債収入を充てるべき
である、ということにならう。もし経常的経費の財源不
足を補うため公債が現に発行されているならば、その原
理は、経費削減または増税の方向を指示するであろう
し、逆に資本支出的経費に租税収入が充てられていると
すれば、減税あるいは資本支出的経費増加のための公債
発行を正当化するであろう。しかし、ここで強調してお
かねばならぬことは、公債負担の将来転嫁を主張する論
者の考えている公債は、個人によって自発的に購入され
る公債であり、たとえ私的金融機関による引受であつて
も隠された通貨創出となるような公債発行からは、厳に
区別されていることである。この建前が破られるなら
ば、前述の世代間負担公平を理由とした公債発行論は根
拠を失う。

(一九六五・五・三〇)(一橋大学教授)